

令和6年度 事業計画書

地域社会を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化が顕在化する中、高齢単身世帯や生活困窮者の増加、ひきこもり等の様々な課題が生じており、その課題は複雑化・多様化しています。一方で、社会構造や人々の価値観、考え方が変化する中で、生活様式の多様化等により人との関わり方も変容し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出や地域行事等の自粛により、地域社会での人と人とのつながりを希薄化させ、社会的孤立や心身への影響も新たな課題として生じました。更に共働き世帯の増加や、高齢者就業確保措置に伴い、地域福祉活動の担い手の確保も難しくなっています。

このような社会情勢の変化の中で、森町社会福祉協議会では、昨年度、町と相互に連携して地域福祉の進展を図るべく、向こう5年間の活動指針となる地域福祉活動計画を策定しました。地域住民が相互に支え合い、助け合うことができる町づくりに向け、関係各機関、福祉関係団体等と連携し地域福祉事業の充実・向上、新たな事業の取組みを進め、住民の地域福祉活動の活性化を進めてまいります。

また、介護保険事業では、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、質の高いサービスの提供とその向上に努め、堅実な事業運営を推進してまいります。

1. 法人運営事業

(1) 自主財源の確保

- ① 会員加入促進等による自主財源の確保

(2) 会議の開催

- ① 理事会 5月・11月・3月
- ② 評議員会 6月(定時評議員会)・12月・3月
- ③ 評議員選任解任委員会 5月
- ④ 監事会 5月・11月
- ⑤ 社会福祉事業功労者選考委員会 12月
- ⑥ 福祉のまちづくり作文コンクール選考委員会 12月

(3) 職員定例会の開催 月1回

(4) 研修会の開催

- ① 役職員及び各種相談事業相談員等の資質向上のため研修会の開催
- ② 各種研修会への積極的な参加

(5) 資格取得と資質向上の推進

- ① 職員資格取得等助成による資格取得を推進し、業務遂行能力・資質向上を図ります。

2. 企画・広報・助成事業

(1) 調査・企画・広報事業

- ① 福祉ニーズの調査
- ② 地域福祉活動の推進
- ③ 広報紙「社協だより」の発行 年4回(5月・7月・10月・2月)
- ④ ホームページによる情報提供
- ⑤ その他啓発資料の作成配布

(2) ボランティア育成事業

- ① ボランティアの資質向上のため研修会及び講演会等の開催と育成指導
- ② ボランティア連絡会活動支援
- ③ ボランティアグループの連絡調整

(3) 福祉大会事業

- ① 町社会福祉大会の開催（令和7年1月予定）
社会福祉事業功労者の顕彰並びに表彰
福祉のまちづくり作文コンクール入選者の表彰と朗読
記念講演等
- ② 県社会福祉大会への参加（令和6年10月予定）

(4) 助成事業

- ① 福祉団体の自主的活動の推進と事業費の助成

3. 福祉活動推進事業

(1) 福祉教育推進事業

- ① 小学生、中学生、高校生に対する福祉の学習と施設での体験（福祉教育）の推進
- ② 児童、生徒の福祉活動に対する助成（25千円）と育成指導の実施

(2) 高齢・障害・児童福祉事業

- ① 介護機器の貸出し（車椅子）
- ② ふれあい事業用品の貸出し
町内会等の行事に綿菓子機、かき氷機、ポップコーン機、輪投げ等貸出し
- ③ 遊園地遊具の点検と修理費の助成
町内会で管理する遊園地の遊具修理費の補助

(3) 相談事業

福祉のことや家庭内での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます

- ① 福祉総合相談事業 月曜日～金曜日 9時～17時 社会福祉協議会事務局内
- ② 心配ごと相談事業 第1・3月曜日 9時～12時 保健福祉センター相談室
- ③ 成年後見制度相談事業 第1火曜日 13時30分～16時30分 保健福祉センター相談室
- ④ 弁護士相談 7月、11月、3月の第2火曜日 13時30分～15時30分
保健福祉センター相談室

(4) 福祉サービス利用援助事業

- ① 日常生活自立支援事業
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障害のある方等の権利擁護を図ります。

4. 成年後見事業

成年後見制度（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力の不十分な成年者の権利を保護、支援する制度）における、法人後見の実施と中核機関の運営と共に、市民後見人養成講座の開催支援、講座修了者の活動支援を行い「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を目指します。

5. 受託事業

(1) ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム整備事業

ひとりぐらしのお年寄り等の福祉の向上と地域での支援体制づくりのため、緊急事態に備えて緊急通報システムを整備します。

(2) 児童館管理運営事業

- ① 児童に健全な遊び場を与えて、健康、情操を豊かにするとともに事故及び非行を防止し、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動を育成します。
- ② 移動児童館運営事業
町内の各校区に児童館が出向き、異年齢間や世代間の交流やふれあいの中で社会性を学

ぶ場を提供します。

(3) 子育て支援センター運営事業

① 育児等の相談指導や子育てサークル等への支援を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援をします。

② 移動子育て支援事業

地域の公民館等に出向き、子どもたちの遊びやふれあい、子育て相談等の支援をします。

(4) 生活困窮者自立相談支援事業（静岡県社会福祉協議会委託事業）

生活保護に至っていない生活困窮者に対し、相談を受止め、安定した生活に向けて仕事や住まい、家計相談、生活習慣の改善等に寄り添いながら包括的に自立に向けた支援を行います。

(5) 学習支援事業（静岡県委託事業）

生活困窮世帯の小中学生を対象に、「貧困の連鎖」を防止するため、日々の学習習慣づけや授業等のフォローアップ、高校進学支援等の学習支援を実施します。また、学校・家庭以外の居場所として包括的な支援を行います。

(6) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置により、地域に不足するサービスの創出、担い手の育成、活動する場の確保など資源開発の他、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなどネットワークの構築を図るとともに、住民主体とした移動支援や生活支援の仕組みを推進します。

(7) 森町住民参加型生活支援事業

① 移動支援事業

自分で通院や買い物等、外出ができない人や、公共交通機関を利用することが困難な人に対し、協力会員との調整をすることで外出支援に繋がっていきます。

② 生活支援事業

介護保険や障害福祉サービスで対応できない場合や、自立した生活を送るために必要な軽易な支援に対し、有償ボランティアとの調整をすることで生活支援に繋がっていきます。

(8) 成年後見支援中核機関事業

成年後見制度に関する広報や相談受付、成年後見受任調整の支援等を行うことで、成年後見制度の利用促進を図ります。

6. 共同募金助成金事業

(1) 共同募金の助成金により、地域福祉、在宅福祉活動の推進をします。

① 高齢者・障害者・母子・父子の福祉推進

② 児童・青少年の福祉推進

③ 福祉育成・援助活動の推進

ミニふれあい事業（8地区）の推進と事業費（5万円）の助成援助

地域サロン事業の推進と事業費の助成援助

④ ボランティア育成及び活動の推進

(2) 歳末たすけあい募金の助成金により、低所得者の援助や、地域で開催される地域福祉事業に対し支援をします。

7. 資金貸付事業

(1) 小口福祉資金貸付事業（生活費 医療費等）

低所得世帯で生活費等に一時的に困窮する場合に、5万円を限度として無利子で貸し付けます。

(2) 生活福祉資金貸付業務（生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金）

① 低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯を対象に、生活福祉資金に関する相談支援や借入申

込の受け付けをします。

- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入減となった個人に貸付けを行った緊急小口資金特例貸付、総合支援資金貸付について、支援が必要な借受人に対し、関係機関と連携して償還猶予や償還免除に関する相談・申請受け付け、訪問等のアウトリーチによる生活状況の把握や相談支援等を実施することで生活再建に向けた総合的な支援を実施します。

8. 善意銀行運営事業

社会福祉に役立てたいという人達の善意の預託により、援護を必要とする人の支援等のために活用します。

9. 介護保険事業

要支援・要介護認定者等の介護を担う拠点として、介護保険事業所の運営を行います。

(1) 居宅介護支援事業

介護の必要な高齢者等のサービス計画の作成や事業者、施設等との連絡調整を行います。

(2) 訪問介護事業

在宅の高齢者に対し、ホームヘルパーが訪問して入浴や日常生活の支援を行います。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護）

事業対象者に対し、ホームヘルパーが訪問して介護予防サービスを行います。

(4) 通所介護事業

高齢者に対し、入浴や日常動作訓練など、日帰りの介護サービスを行います。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護）

事業対象者に対し、デイサービスセンターで介護予防自立支援のためのサービスを行います。（通所型サービス及び緩和した基準による通所介護）

10. 居宅介護事業（障害者総合支援事業）

障害者に対し、ホームヘルパーが訪問して自宅で入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

11. 災害ボランティア本部

大規模災害が発生した際、町からの要請を受け災害ボランティア本部を開設し住民からの支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行います。

12. その他の事業

(1) 県社会福祉協議会等の実施する事業への協力と連絡調整

(2) 町行政事業への協力

・タクシークーポン券の販売取扱

(3) 民生委員児童委員協議会活動及び定例会等への参加

(4) その他必要な事業